

農地等の相続税の納税猶予制度の適用を検討されている方へ

名古屋国税局

農地等の相続税の納税猶予とは

農地等の相続税の納税猶予は、農業を営んでいた又は特定貸付けを行っていた被相続人から相続等により農地等を取得し、引き続き農業を営む又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下に、相続税の一定税額の納税が猶予される制度です。

被相続人の主な要件

- 死亡の日まで農業を営んでいた人
- 農地等の生前一括贈与をした人（死亡の日まで受贈者が贈与税の納税猶予の特例を受けていた場合に限られます。）
- 死亡の日まで特定貸付けを行っていた人

農業相続人の主な要件

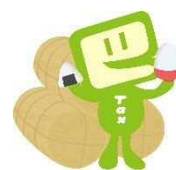
- 被相続人の相続人で、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人
- 被相続人の相続人で、相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人

特例を受ける農地等の主な要件

- 被相続人が農業の用に供していた農地等又は特定貸付けや営農困難時貸付けを行っていた農地等で申告期限までに遺産分割されているもの

適用を受けるための主な手続

- 申告期限（原則として相続開始後10か月以内です。）までに相続税の申告書の提出を行う
- 申告期限までに担保の提供を行う
- 申告期限後、3年ごとに継続届出書等の提出を行う



相続税の納税猶予額が免除される場合

次の事実が生じた場合は、納税猶予された相続税が免除されます。

- 納税猶予の適用を受けている人が死亡した場合
- 特例農地等を推定相続人に生前一括贈与した場合
- 市街化区域内農地等（都市営農農地等を有する場合を除きます。）
の納税猶予の適用を受けている人で、申告期限から20年を経過した場合

納税猶予税額を納付しなければならない場合

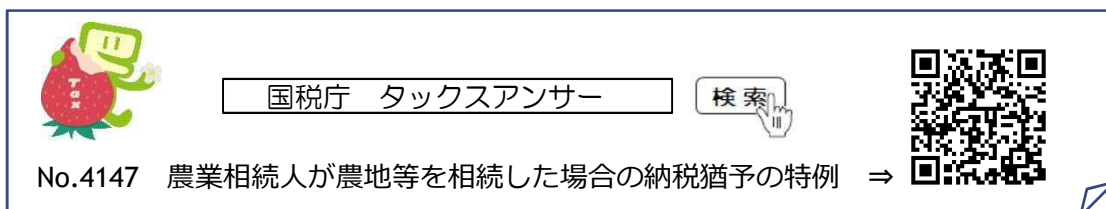
納税猶予の期間中に特例農地等について、次の事実等が生じた場合は、猶予税額の全部又は一部を利子税と併せて所定の期限までに納付しなければなりません。

なお、所定の期限までに納付がない場合には、延滞税がかかります。

- 譲渡、贈与、転用
- 地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権の設定（特定貸付け等の一定の場合を除く。）
- 耕作の放棄、農業経営の廃止
- 継続届出書の未提出
- 納税猶予の任意取りやめ
- 担保の変更命令に応じない場合 など

問合せ等

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）のタックスアンサーには、各種税情報を掲載していますので、御活用ください。



The image shows a screenshot of the Tax Authority's website. On the left is a red apple icon with a green leaf and a speech bubble. In the center is a search bar containing the text "国税庁 タックスアンサー" and a "検索" button with a magnifying glass icon. On the right is a QR code. Below the search bar, the text "No.4147 農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例" is followed by a right-pointing arrow.

農地等の相続税の納税猶予制度について、税務署において面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきますので、最寄りの税務署の資産課税（担当）部門に電話で面接日時を御予約ください。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



税務署 この社会 あなたの税がいきている

(R3.7)